

## <住宅の応急修理制度に係る工事の施工業者の方へ>

住宅の修理を希望する住民に対し、見積書の作成をお願いします。

別添の様式第3号により、修理見積書を作成してください。

様式の電子データ（エクセル）は、下記のホームページからダウンロードすることができます。見積書の作成例も電子データに入っています。

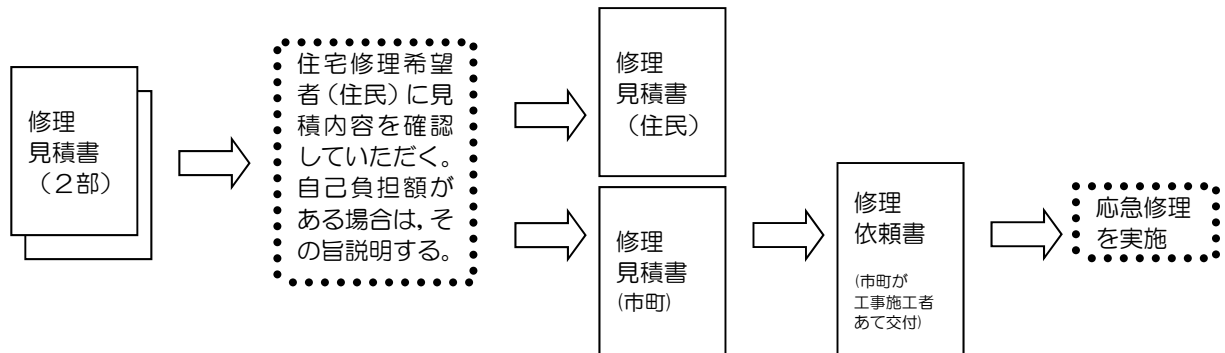
〇〇市（町）のホームページ

《ホームページアドレス》

修理見積書は、2部作成してください。住民に見積り内容を説明し、見積書の下欄に内容確認の記名（押印不要）をいただいでください。

見積書は、1部を住民に交付し、もう1部は市町の担当課に提出願います。

市町は、提出された修理見積書を審査し、工事をおこなう業者あてに修理依頼書を交付します。



応急修理の対象となる工事は次のとおりです。

- ①屋根・柱・床・外壁・基礎等
- ②ドア・窓等の外部に面する開口部
- ③上下水道・電気・ガス等の配管・配線
- ④便器・浴槽等の衛生設備

なお、修理を行う部位には、優先順位があります。①を最優先とし、④になるほど優先度が低くなります（裏面参照）。

### <注意点>

工事を完了したら、完了報告書を市町に提出してください。完了報告書には、①修理前、②修理中、③修理後の写真添付が必要となります。工事写真の管理をよろしく願いいたします。

住民へ見積り内容説明の際、住民負担分がある場合、その旨を住民に御説明願います。応急修理制度対象分以外の代金については、直接住民に御請求願います。

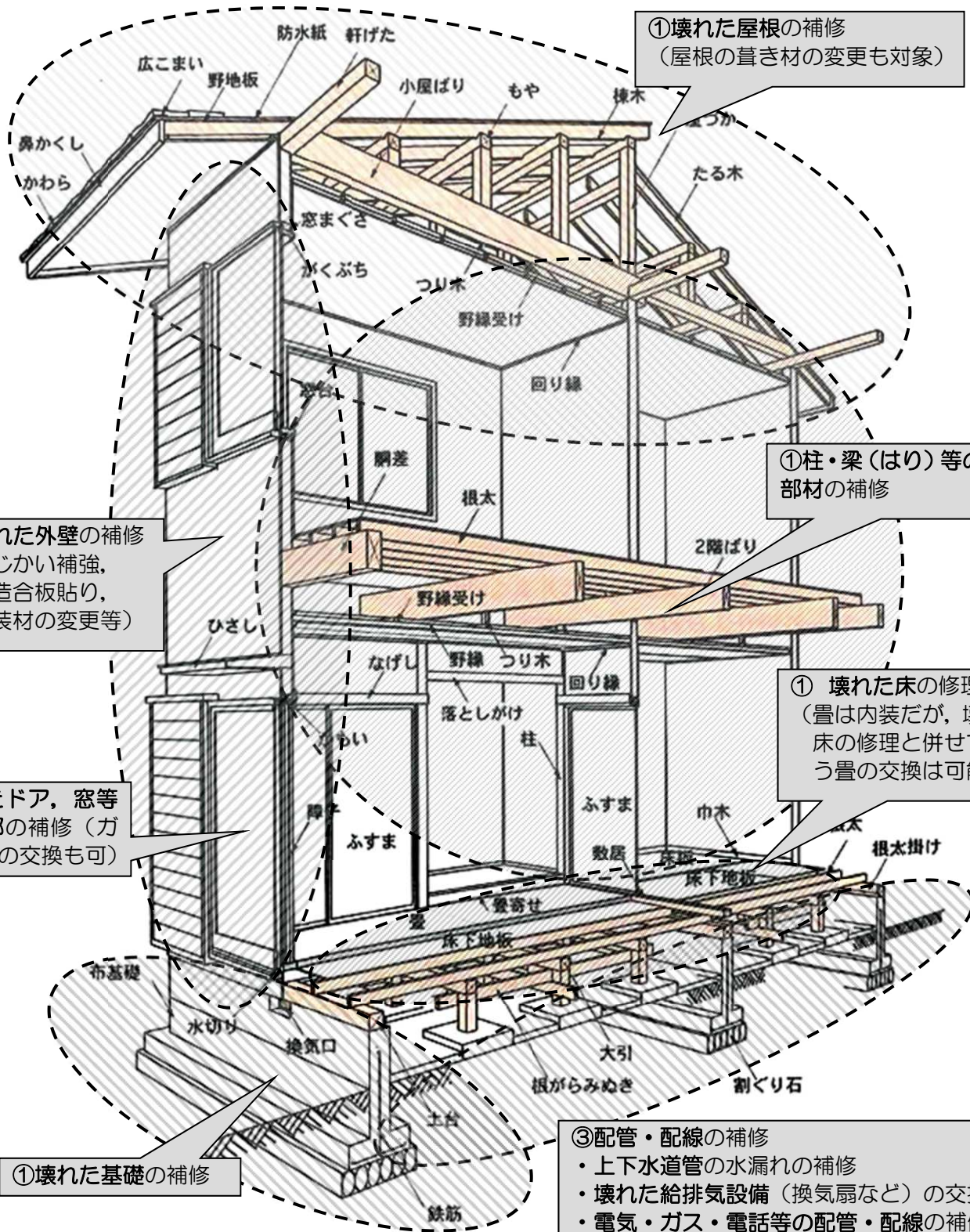
応急修理制度に係る工事代金（半壊以上は595,000円限度、準半壊は300,000円限度）の市町への請求手続き方法については、修理依頼のありました市町に御確認願います。

### お問い合わせ先

〇〇市（町）△△課  
電話：  
FAX：

# 住宅の応急修理対象範囲

(令和3年の8月11日からの大雨により被災した部位に限ります)



①壊れた屋根の補修  
(屋根の葺き材の変更も対象)

①柱・梁(はり)等の構造部材の補修

①壊れた外壁の補修  
(すじかい補強, 構造合板貼り, 外装材の変更等)

① 壊れた床の修理  
(畳は内装だが, 壊れた床の修理と併せて行う畳の交換は可能)

②壊れたドア, 窓等の開口部の補修 (ガラス, 鍵の交換も可)

①壊れた基礎の補修

③配管・配線の補修  
・上下水道管の水漏れの補修  
・壊れた給排気設備 (換気扇など) の交換  
・電気・ガス・電話等の配管・配線の補修  
④壊れた衛生設備 (便器・浴槽など) の交換

## < 注意点 >

- ・①～④は優先度を表します。
- ・内装は原則として、対象外です (例：間仕切り壁及び天井の仕上げ, ふすま, 障子など)。ただし、災害による被害が原因で壊れた壁の補修については、補修する壁に限り、壁紙などの内装は対象とします。畳は内装に該当しますが、壊れた床の補修と併せて交換を行うものであれば畳の枚数に上限設定はありません。家電製品は、対象外です。